

第5章 発展途上国に対する通商政策

第1節 発展途上国との貿易摩擦

貿易政策の一部は、GATTの無差別原則に適合して策定されたものであっても、内容によっては発展途上国に大きく影響する。本章ではそのような措置を取りあげる。GATT原則からの例外措置として国際的に認められている一般特惠制度(GSP)は、当初から発展途上国を対象としているのでここで議論する。また日本の多角的繊維取決めに対するスタンスは、先進国のなかで独自のものであり、やはりここでみることにする。また先進国と発展途上国の間の同種産品に対する関税差別についても触れておく。

しかしその前に日本の対発展途上国貿易摩擦を概観しておこう。発展途上国との貿易摩擦は件数では相対的に少ない。とはいえ日本の大規模な貿易黒字が、発展途上国からも輸入拡大要求を誘発しているのも事実である。とくに東・東南アジア諸国は日本との貿易収支で大きな赤字をかかえており、長期にわたり不満を表明している。

すでに第1表で示してあるとおり、1988年の日本の対発展途上国輸出は893億ドル(全体の33.7%)、輸入は787億ドル(42.0%)であって、116億ドルの黒字になっている。輸出入の比率でみると100対88であり、80年に100対144であったものが逆転している。しかし輸入のなかに原油などの一次産品が多いため、全体像からでは個別の貿易関係を見通せない。たとえばアジアNIEsとASEAN諸国は、主要一次産品輸出国のインドネシアとマレーシアを別にして、大きな対日赤字をかかえ、それが日本との貿易摩擦の主因となっている。

これら諸国はいわゆる「輸出先導型」成長をたどり、工業品輸出がその基

軸をなしている。この過程は輸出と投資の好循環とも表現できる。輸出の拡大は外国為替稼得の拡大を意味し、輸入能力の拡大につながる。その結果、資本財・中間財輸入の拡大が可能となり、生産能力が拡大する。拡大した生産の一部が輸出されれば循環が完成するわけである。

東・東南アジアの輸出先導型成長における日本の主な貢献は、資本財・中間財、投資、技術などの生産資源の供与であった。しかしこの地域からの製品の輸出先は、アメリカが最大でヨーロッパがそれに次いでおり、日本の役割は相対的に小さい。この非対称性は生産構造、産業発展水準、要素賦存の相違に根ざすものだが、それから生じるアジア発展途上国の不満は容易に理解できる。

1980年代に進行したアメリカの「双児の赤字」の拡大とヨーロッパの市場統合促進の動きは、保護主義の高まりへの危惧を生みだし、日本の製品輸入拡大への期待と要求とを高まらせた。これら諸国の急成長は輸出拡大に大きく依存しており、日本がその輸出を吸収する役割を高めることが期待されたのである。第2章で論じたように、そうした輸入拡大は、漸進的にはあるが、日本に生じつつある。ただし現状では、これら諸国の輸出増は、対日貿易に関しては輸出よりも大きな輸入をもたらす公算が大きい⁽⁴⁾。

貿易収支を比率でみた場合には、かなりの改善がみとれる。第16表には日本からみたバランスが示してある。対世界では1986年に黒字率がピークとなり、その後低下している。アジアNIEsとASEAN諸国に対しては、最近の黒字率が低下しているのはもちろんだが、より長期的な低下傾向も認められるのである。

アジアNIEsの場合、日本の黒字率の低下は急速で、1970年に0.602であったものが88年には0.331にまで下がっている。とくに対韓貿易での低下は急速で、同じ時期に0.565から0.133へととなっている。こうした変化は、アジアNIEsの工業化の急速な進展を反映したものだが、日本の産業・輸入構造の長期変化をも理由としている。85年以降の急速な円高はもちろん最近の急速な低下の原因となっている。ASEAN 4カ国に対しては、日本の貿易収支率がマイナ

第16表 日本の貿易収支率

	1970	1975	1980	1985	1986	1987	1988
世界	0.011	-0.019	-0.043	0.149	0.242	0.210	0.171
アジアNIEs+ASEAN	0.247	0.131	0.019	0.058	0.171	0.164	0.176
アジアNIEs	0.602	0.431	0.444	0.392	0.412	0.355	0.331
香港	0.768	0.697	0.786	0.791	0.740	0.700	0.695
韓国	0.565	0.263	0.285	0.268	0.331	0.243	0.133
台湾	0.474	0.384	0.383	0.195	0.250	0.228	0.243
シンガポール	0.661	0.583	0.439	0.417	0.511	0.491	0.561
ASEAN 4カ国	-0.124	-0.151	-0.371	-0.391	-0.305	-0.265	-0.187
インドネシア	-0.335	-0.300	-0.588	-0.648	-0.477	-0.476	-0.513
マレーシア	-0.431	-0.099	-0.260	-0.329	-0.392	-0.378	-0.212
フィリピン	-0.082	-0.041	-0.076	-0.145	-0.061	0.025	-0.080
タイ	0.409	0.138	0.257	0.330	0.184	0.241	0.304

(注) 貿易収支率=(輸出-輸入)/(輸出+輸入)。

(出所) 総務庁『日本統計年鑑』1989年版。

スで、これら諸国の対日黒字を示している。タイだけが例外で赤字となっている。ここでの貿易収支率は、一次産品価格の変動と投資ブームによって、大きく変動する傾向がある。

当然貿易紛争はアジアNIEsおよびタイとの間でより深刻となる。韓国の不満は、主として日本の製品輸入増加の遅れに関する。韓国が全体としての国際収支を改善する速度は極めて急速で、1986年には貿易収支、経常収支双方で黒字が達成された。相手国別では、アメリカ、西ドイツ、イギリスとの貿易収支が、それぞれ82年、74年、73年に黒字化している⁽²⁾。ところが日本との貿易収支は、近年改善傾向にあるとはいっても、まだ赤字を続けている。

日本からの投入財への依存が強いことが、すなわち一方的依存関係が、貿易摩擦の中核である。これに対して、たとえば韓国では輸入先多角化計画をたてて、日本からの輸入を減らそうと試みたりした。もちろん本来望ましいのは、日本への輸出を増すことによって相互依存関係に近づけることである。

そのためには日本の市場アクセス改善のほかに、技術移転の促進も必要であり、韓国はその点も日本に要請している。

最近の対日輸出急増は韓国の不満をいくぶん低下させた。しかしその急増は日本国内での保護主義の動きを強めている。好例がニット製品の輸出自主規制であり、後節でやや詳しく論じる。

日本とタイの紛争でも、大規模なタイの赤字が主要因である。1980年代にタイの対世界貿易収支は大きく改善したが、日本への輸出増加はこれに遅れた。その結果85年にはタイの赤字全体の70%が対日貿易によるものとなった。86、87年には赤字規模が10億ドルに達している。このためタイ政府は84年に首相を議長とする対日経済関係構造調整委員会を設立し、翌年に貿易、投資、経済関係に関する報告書を取りまとめた。ここでも、タイ製品の競争力が弱いことを指摘するとともに、日本の発展途上国製品に対する輸入障壁の緩和を示唆している。

輸出実績がよくない理由としてとくにあげられた要因に、タイ商社および輸出ネットワークの欠如・未発達がある⁽³⁾。タイの対日輸出のかなりの部分が日本商社・代理店によって行われるが、これらは現地商社に比べて新規輸出の開発や拡大に熱心でないと思われているのである。もちろんタイ商社の未発達を日本の輸入障壁とはいえないが、日本がタイなどの発展途上国に技術協力などの方法によって輸出マーケティングのノウハウを提供することは可能でもあり、望ましいといえるかもしれない。同じことが、報告書で指摘された輸出競争力の弱い理由である低技術水準、包装、海運などにもあてはまる。日本の輸入促進政策をそこまで拡張すべきかどうかは、一応別問題ではある。しかし輸入促進政策と公的援助政策とをより密接に結びつけることは望ましいことであろう⁽⁴⁾。

報告書では短期、長期双方の政策が必要であるとしている。前者は主として日本の輸入障壁に関しており、(1)関税エスカレーション構造の改善、(2)輸入クォータの拡大、(3)輸入制限の製品規格の規制緩和を要請している。第3点に関して、タイ政府は日本政府に対し日本の工業・農業規格の専門家・公

務員の派遣を要請した。このことも上記との関連で考慮されるべきであろう。長期政策では下記の点があげられている。

- (1) タイ農産品の品質・規格の改善（たとえばタイ産メイズの品質改善による発ガン性物質の除去）。
- (2) 農産加工品・工業製品の規格改善（日本規格に適合した輸出検査制度を、可能ならば日本の技術協力により設立する）。
- (3) タイ製品のデザインと包装の改善。
- (4) タイ経済構造の多様化。
- (5) 輸出マーケティング努力の強化。
- (6) カウンター・トレードや買戻し制度などの補完的措置。

この分野でも、日本の輸入促進政策と経済協力政策をより密接化する余地が大きい。タイの事例は多数の発展途上国にあてはまるだろうが、このような政策調整の効果はASEAN諸国のような外向的経済で最も大きいと考えられる。ここで高成長がおこれば、工業生産レベルでの密接な関係を通じて、日本経済にもプラスの影響が見込まれるので、これら諸国からの輸入促進は二重に望ましい。

第2節 発展途上国に対する関税差別

発展途上国との貿易紛争は、個別製品をめぐるやや異なった形をとることがある。先進国、とくにアメリカに有利な関税差別は重要な事例である。多くの場合これらは象徴的な意味を持つにすぎず、発展途上国の輸出に与える効果も限られたものである。それにもかかわらず、関税差別は日本とアメリカの二国間貿易交渉が不利益をもたらしているのではないかとの、発展途上国の危惧の表れであるとの意味で重要である⁶⁾。

よく知られた事例では、タイとの骨なしトリ肉をめぐる紛争がある。骨付きトリ肉が主にアメリカから輸入される一方、骨なしトリ肉は1980年代に主

第17表 関税率差別：トリ肉

年/月	骨つきトリ肉(%)	骨なしトリ肉(%)	関税率格差(ポイント)
1951	10.0	10.0	0.0
1965	20.0	20.0	0.0
1980/4	17.5	20.0	2.5
1982/1	16.3	20.0	3.7
1982/4	13.8	20.0	6.2
1984/4	13.8	18.0	4.2
1985/1	12.5	18.0	5.5
1985/4	11.3	18.0	6.7
1986/1	11.3	14.0	2.7
1987/1	10.0	14.0	4.0
1989/4	10.0	12.0	2.0

(出所) 日本関税協会。

にタイから大規模に輸入され始めた。両者は第17表にあるとおり、80年から異なった関税率を適用された。関税率格差は85年4月から86年1月に最大の6.7ポイントに及んでいる。日本とタイの交渉の結果、関税格差は縮小したが、89年4月現在でまだ2ポイントの相違が残っている。

関税率の差は加工水準に対応し、関税エスカレーションを示すようである。骨なしトリ肉輸入は、串ぎしの焼鳥用が多いが、日本での加工業の人手不足と生産減に対応して増加してきた。それゆえ格差をもうける理由は稀薄であるといえよう。

木製品でも関税格差が貿易摩擦を引き起こしている。針葉樹製材は主にアメリカ、カナダから輸入され、関税率は4～10%である。特惠関税率はゼロまたは5%だが、発展途上国からの針葉樹輸入はほとんどない。典型的な熱帯樹(フタバガキ科)製材の関税率は10%、特惠で5%である。

合板での格差は一時はより大きかった。1986年4月の針葉樹合板関税率は15%であったが、熱帯樹合板では17%(6ミリメートル以上)または20%(6ミリメートル未満)であった。2～5ポイントの格差があったことになる。ASEAN諸国、とくにインドネシアからの苦情に対処して、翌年4月に関税率

が改訂され、格差は2.5ポイント（6ミリメートル未満）と1ポイント（6ミリメートル以上）に圧縮され、さらに89年4月には格差がゼロとなっている。

第3節 繊維品貿易政策の推移

繊維産業は発展途上国が最初に導入する工業であり、国内での輸入代替を経て、最初に輸出化に達する。逆に先進国では、経済発展が進んで労働賃金が上昇するにつれて、労働集約的な繊維産業では、他の産業に先駆けて、国内生産者が発展途上国からの輸入品と競合することになった。自動化・省力化や新製品開発で対応するのが正しいが、それが困難な中小企業を中心に国内産業保護・輸入制限の要求が出された。欧米の先進国はいずれもこのような経緯をたどり、さらにそれがエスカレートして、今日他の商品と比べて最もタイトな多角的繊維取決め（MFA）という管理貿易体制が成立している。輸出途上国側の不満も大きく、現在進行中のGATTウルグアイ・ラウンドにおける、発展途上国側の最大の関心項目になっている。

日本の繊維貿易に関する政策スタンスは先進国の中でもユニークである。それは過去30年間に、日本が世界最大の繊維輸出国から、ネットの輸入国へ転化した事実を反映している。欧米の綿製品輸入規制は1950年代に始まったが、その主な対象は日本だった。すでに51年に日本の対英綿織物輸出が規制を受けていたが、本格的な繊維管理貿易取決めは綿製品短期協定（STA, 62年）であった。これは欧米の輸入国と、日本も含む輸出国との二国間で、年間の綿製品貿易の最大量を取り決めた秩序市場協定である。これは翌年、長期協定（LTA, 63～73年）に延長された。60年代を通じて日本は最大の対米繊維輸出国であったが、その終わりに、秩序ある輸出協定を毛・化合繊維製品にまで拡大しようと要求するアメリカと、それに強く抵抗する日本との間で、日米繊維紛争（69～71年）が生じた。それを日本が政治的に妥協して受け入れると、アメリカは台湾、韓国、香港にも同種の協定を結ばせ、さらに74年、全

第18表 輸入浸透率の推移（歴年）

		(%)					
品 目		1984	1985	1986	1987	1988	1989
糸 織	綿 糸	27.2	28.9	26.1	28.9	30.3	31.5
	綿 織 物	22.1	22.1	24.9	28.8	31.3	34.2
	合織織物 (長繊維)	10.2	15.1	15.3	8.0	4.7	11.7
二次製品							
	ニット製外衣	26.7	27.4	34.8	46.3	53.2	55.0
	ニット製外衣のうち セーター	44.7	42.2	49.0	54.8	65.9	69.0
	ニット製下着	21.0	23.0	25.4	36.2	44.2	50.8

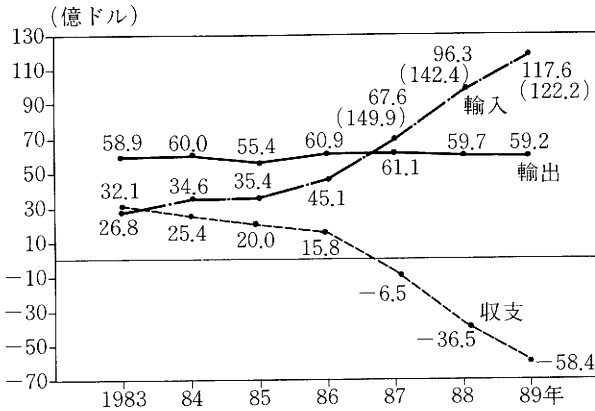
(出所) 第3図に同じ。

世界的な綿、毛、化合織の多種繊維を含むMFAに拡大した。

日本への繊維輸入は1970年代初めから始まった。すでに労働コスト上昇と近隣アジア諸国のキャッチアップで日本の繊維産業の国際競争力は低下していた。それはまずアメリカ市場向けの輸出減少に現れた。70～74年に、日本のシェアは韓国・台湾のシェアに凌駕されている。ついでこれら近隣諸国から輸入が増大した。これら2要因に円切上げが加わって、輸入増加が加速された。とくに急速な円高化が進行した時期(73年と78年)に著しい。しかし繊維品輸入急増が本格化したのは、85年以降である。日本の繊維製品輸入(糸、織物、二次製品の合計)は、86年には対前年比27.4%、87年49.9%、88年42.4%、89年22.4%の率で伸びた。すでに87年以降輸入は輸出を上回って、89年にはほぼ輸出の2倍に達している。輸入浸透率(輸入/内需)も急増して、89年にはすでに38.7%に達している(第3図、第4図参照)。

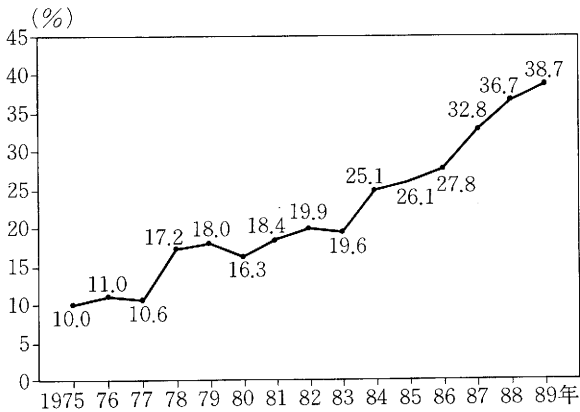
個別品目の輸入実績をみると、この傾向はさらに顕著である(第18表)。綿糸、綿織物は平均30%台だが、技術的に最も容易で、付加価値も低い低番手綿糸や白生地織物では、それぞれ65%と78%になる(1989年値)。二次製品では輸入増加と輸入浸透率の上昇は著しく、平均でも50%を超えている。なかでもセーターの輸入は1986～88年に毎年50、51、54%ずつ増加して、国内消

第3図 繊維製品の輸出入動向（糸、織物、二次製品の合計）



(出所) 『通関統計』；『繊維統計』。

第4図 繊維製品の輸入浸透率（輸入／内需）



(出所) 第3図に同じ。

費の69%に達した。主要輸出国は近隣アジア諸国で、総輸入量に占めるシェアは韓国46.6%、中国25.9%、台湾13.3%、香港3.9%(いずれも89年値)であった。

輸出が減退し、輸入が急増するにつれて、輸入と競合する国内生産者は輸入制限を要求し始め、日本の政策スタンスは輸入国側に近づいた。すでに1983年以来、日本繊維産業連盟(業界の政治的アーム)はMFAの発動を通商産業省に働きかけている。通商産業省は、攪乱的輸入急増があった場合には、MFAによる輸入制限を発動すると言明しているが、これまではそれを回避してきた。日本全体として巨額の貿易黒字を抱え、輸入促進を呼びかけている立場からは得策でないというものである。

もっともMFAの代わりに、いくつかの品目で輸入制限措置をとっている。絹糸・絹織物では、1972年以来、中国と韓国への一元輸入、生糸では数量割当を実施している。もっともこれは養蚕農業保護で生糸価格が高いことへの補償措置が主で、絹織物業者の保護をねらったものではない。また綿糸輸入では、83年に、韓国産綿糸に対して反ダンピング輸入提訴を、パキスタン産綿糸に対してパキスタン政府の補助金に対抗する相殺関税提訴を行った。前者は輸入増加が停止したことで、後者は補助金が停止されて、提訴は取り下げられた。また綿織物輸入の4分の3を供給する中国とは、80年代初めから業界レベルでの話し合いが持たれ、中国側が秩序ある輸出を実施している。

1988年10月、上掲のセーターの輸入急増に悲鳴をあげて、日本ニット工業会は主要輸出国である韓国を、ダンピング輸出として提訴した。それより先87年7月から、韓国側は日本側の要請を受けて、対日輸出推薦制を実施したが、輸入増は止まらず、むしろ強まっていたのである。日韓両政府間交渉が持たれた結果、韓国政府商工部は、89年4月から輸出自主規制を、同7月からチェックプライス制を発足させた。89年4月から1年間の輸入実績は対前年同期比23.2%減になって、対韓摩擦は鎮静化した。一方中国からの輸入増が続き、業界はその動向を注視している。もっともこれらの輸入制限は多様な繊維製品輸入の一部であって、欧米諸国のMFAに基づく全般的輸入制限と

は比べものにならない。またECとアメリカは、繊維製品を一般特惠関税輸入の対象からはずしているが、日本ではなお繊維製品にも一般特惠関税を適用している。繊維製品輸入は一般特惠関税輸入総額の40%を占めており、その主要受益国は中国、韓国、台湾である。

現行のウルグアイ・ラウンド繊維交渉には日本は輸入国として参加している。日本は上述のように、MFAによる輸入制限の発動を何とか回避してきた。もっとも1988年4月の中間レビューの際に、発展途上国側に繊維輸入制限の現状凍結・不拡大を明言するよう求められたときは、国内業界への約束のゆえに、大変な苦境に陥ったのである。確かに輸入圧力が高まる中で、日本だけがMFA発動を抑えるのはむずかしい。しかしアメリカ、ECがMFAを撤廃する方向へ動くならば、日本国内業界にも納得してもらえよう。

どうしたらMFAをやめさせられるか。中間レビューでは、(1)繊維貿易をGATTのルールに統合する方式(モダリティ)をウルグアイ・ラウンドの期限内に決める、(2)それはMFAおよびその他のGATTルールに反する制限措置を対象とし、(3)ウルグアイ・ラウンド終了後から始めて、処置の期限内に徐々に制限を撤廃するものとするを合意している。どのような方式によるにせよ、期限を明示して、引延ばしがないようにし、期限内の経過措置を明確にして、決して後戻りしないようにしなければならない。中間レビュー合意の条件に合わせて、(1)関税化、(2)関税割当、(3)グローバル・クォータ(総枠制)等のモダリティが提案される中で、日本は経過的セーフガード案を提案している。すなわちMFAに基づく制限はすべて1991年7月で打ち切り、経過的セーフガードに移行する。それは輸入国が輸出国と協議して、特定品目、特定輸出国対象の数量規制の形をとるが、その発動は、TSB(繊維監視委員会)の監視のもとで、客観的・厳密な基準に基づくものとし、かつ発動基準は年々厳しくし、規制枠は年々拡大して、すべて91年中にGATT19条に基づく一般的セーフガードに統合する。この方式では、91年にアメリカ、EC等で現行MFA規制枠を新たな経過的セーフガードに整備、切り替える作業が必要となるが、他方日本のように、これまでMFAを発動しなかった国も、市場攪乱

が生じた場合にも利用する道を残している。しかし日本提案は、MFAの即時撤廃と2000年までに一般セーフガードへの統合を明確に打ち出したメリットがあり、発展途上国側も受け入れやすいであろう。日本がそのユニークな地位を生かして、輸出国、輸入国双方を説得し、GATTルールへの統合を促進することを期待したい。

ともあれ、MFAはすでに15年を経過した。輸入国企業のみならず輸出国企業にも、規制のレント、既得権益が生じ、アメリカ、ECとも積極的にそれを打ち切るという動きがみられない。他方輸出国側でも、タイのように能力を上回る枠をもらって、MFAのもとで輸出シェアを伸ばすことができたとして、MFAの存続を望む国もある。もっともこれはいささか近視眼的見方であって、タイがさらに工業化を進めるにつれて、MFAはかならずや制約になってくるであろう。

MFAをGATTに統合する方式の要点は、統合に伴うこれらの既得権益の喪失をいかに補償するかではない。これらのレントは当初から計算され、あてにされていたわけではない。明確な期限をつけた、調整のための時間を与えるだけでよいのである。息つぎの時間としては15年は長すぎた。この15年間に繊維産業自身大きく変化した。繊維産業はもはや単なる労働集約産業ではなく、自動化・高速化が進んで生産性が上がり、賃金格差を相殺している。また先進国消費者の繊維需要は高級化・多様化・ファッション化志向を高めている。日本、アメリカ、ECの生産者は、新素材開発（日本の「新合繊」）や、クイックレスポンス・システム（素材から最終製品までの垂直連携強化によって、需要変化に素早く対応する生産・流通体制）作りを行っている。発展途上国産品に対しても、非価格競争力を強めている。先進国繊維産業の再活性化の余地は大きい。15年前に調整困難を訴えた輸入国企業の大半はすでに撤退したか、再活性化して競争力を回復していよう。長すぎる保護は産業活性化意欲を減退させてしまうのである。

第4節 日本の一般特惠制度⁽⁶⁾

国連貿易開発会議 (UNCTAD) と GATT での交渉を経て、日本では一般特惠制度 (GSP) が 1971 年 8 月 1 日に導入された。当初は期限を 10 年とした時限措置であったが、81 年にさらに 10 年延長されている。91 年にも再延長されると思われる。GSP の受益国は当初 96 カ国・地域であったが、徐々に増加して 89 年には 154 カ国・地域となっている。後発発展途上国特別特惠 (LLDC 特別特惠) は、関税を原則ゼロとするもので、80 年に導入された。受益国は 29 カ国・地域で始まり、89 年には 38 カ国・地域となっている⁽⁷⁾。

日本の GSP 制度はかなり複雑である。農水産品 (CCCN 1～24 類) ではポジティブ・リスト方式が用いられ、実効関税率を 10～100% カットしている。10% 削減との低率特惠はバナナについてであったが、最近改定されカット率は 50% とされた。エスケープ・クローズ方式も用いられているが、発動された事例はない。農水産品の GSP 対象品目数は、当初の 59 が、現在 77 となっている。

鉱工業品 (CCCN 25～98 類) では、ネガティブ・リスト方式を採用し、国内産業保護などの理由から例外品目がある。当初 10 品目であったものが現在 27 品目になっている。また繊維の国際競争力がとくに強い香港について、繊維品の一部を 1972 年度より例外品目としたが、これは 85 年度に廃止された。残りの品目では関税率 100% カットが原則であるが、やはり国内生産者保護目的でカットを 50% にとどめた選択品目 (SP) がある。SP は 57 品目からスタートし、87 年に 30 品目にまで減少したが、関税分類が CCCN から HS に転換された際に 67 品目となった。

鉱工業品には GSP シーリング枠があり、各品目について特惠輸入最大量が毎年決定されている。シーリング枠は当初基本枠 (1968 年度の GSP 受益国からの輸入量) と補足枠 (同年、後に前々年の非受益国からの輸入量の 10%) から成っていた。基準年はその後数回変更され、シーリング枠が拡大されている。1985 年にシーリング枠決定方式が変更され、4 種の方式のいずれかが用いられる

ようになった。第1の方式は、82年基準年プラス前々年の非受益国からの輸入の10%である。第2の方式は前年のシーリング枠の6%増枠である。第3の方式ではこれが3%、第4の方式では増枠なしとなっている。GSP初年度である71年のシーリング総枠は1170億円であったが、89年度には1兆1640億円にまで拡大している。

シーリング枠の監視・管理にも、月別管理、日別管理、事前割当の3方式がある。第1の月別管理では、シーリング枠を超えた翌々月から特惠が停止される。日別管理はより厳格な方式で、シーリング枠に達した翌々日には特惠が停止される。したがってある品目が年度の3日目である4月3日に特惠停止になる可能性がある。事実こうした例はかなり多い。事前割当は最も厳格な方式で、前もって輸入業者に特惠枠を配分するものである。

品目ごとのシーリング枠で特定国からの輸入が2分の1に達するとその国への特惠が停止される2分の1条項が、当初から盛り込まれていた。これは84年に3分の1条項に、さらに87年には4分の1条項に改訂された。その目的はGSPの利益を多数の受益国に配分するためとされている。しかしこの条項を保護主義的に用いる可能性は否定できない。

シーリング枠管理に関して、1973年に導入された弾力化措置が注目される。この方式の場合、シーリング枠を超えても無関税輸入が継続される。当初品目枠については110品目、2分の1条項については85品目がその対象とされた。

日本のGSP制度の変遷を第19表にまとめてある。

GSPの効果はややプラスといった程度のものである。GSP輸入は1971年の導入直後には急増した。その後増加傾向は着実だが緩慢なものとなっている。GSP輸入の平均増加率は、72～80年度に30.7%、81～88年度では6.4%であって、総輸入の伸びがそれぞれ22.7%、3.2%であったのを上回っている。しかしこの差は限界的なものにすぎないかもしれない。

第20表ではGSP輸入と総輸入を比較している。GSP輸入の拡大率の方が高い結果、総輸入に占めるGSP輸入の比率は1971年度のわずか1%から徐々に

第19表 日本の一般特惠制度の変遷

	1971年度 (8月)	1977年度	1984年度	1988年度	1989年度
受益国・地域					
国 (数)	96	117	122	129	129
地域 (数)		24	24	25	25
LLDC (数)			34	37	38
農水産品					
品目数 (数)	59	77	75	77	77
特惠輸入 (10億円)	8.5	132	301	326	
鉱工業品					
例外品目 (数)	10	12	20	27	27
SP品目 (数)	57	46	41	67	67
シーリング枠 (10億円)	117	640	1,217	1,146	1,164
基 準 年	1968	1975	1982	1982	1982
総品目 (数)	214	189	201	146	145
日別管理 (数)	95	42	41	41	40
月別管理 (数)	108	135	141	82	82
事前割当 (数)	11	12	19	23	23
弾力化品目 (数)					
総 枠		108	110	51	51
2分の1条項		121	134	78	78

(注) 2分の1条項は、1984年に3分の1条項、87年に4分の1条項に改訂された。

(出所) 日本関税協会編 [1985]:『貿易年鑑』1985～89年版。

上昇し、83年には4.2%、88年には5.2%となっている。発展途上国からの輸入に占める比率では、71年には2.5%、83年に7.5%ということになる。この比率を下記の方法で要因分解できる。

GSP輸入/発展途上国からの輸入 ……(A)

=GSP対象品目輸入/発展途上国からの輸入 ……(B)

×GSP輸入/GSP対象品目輸入 ……(C)

日本関税協会 [1985] による要因分解分析では次の結果が示されている。B要因が小さいのは無税品のシェアが高いためであるかもしれない。しかしC要因が小さいのは、上昇傾向はあるものの、まだ改善の余地が大きいこと

第20表 GSP輸入と総輸入

	輸 入 (10億円)	総輸入 (10億円)	比 率 (%)
1971年度 8月～	44	4,421	1.0
1972年度	110	7,659	1.4
1973年度	267	12,369	2.2
1974年度	380	18,276	2.1
1975年度	386	17,396	2.2
1976年度	526	19,717	2.7
1977年度	600	18,509	3.2
1978年度	639	17,057	3.7
1979年度	979	27,384	3.6
1980年度	1,104	31,138	3.5
1981年度	1,224	31,899	3.8
1982年度	1,311	31,432	4.2
1983年度	1,260	30,301	4.2
1984年度	1,448	32,657	4.4
1985年度	1,334	40,731	3.3
1986年度	1,106	34,576	3.2
1987年度	1,346	33,068	4.1
1988年度	1,809	34,933	5.2

(出所) 第19表に同じ。

を示唆するといえよう。

	A (%)	B (%)	C (%)
農水産品			
1972年度	3.6	4.1	89.6
1976年度	9.1	9.7	93.5
1983年度	16.1	16.8	95.9
鉱工業品			
1972年度	2.5	12.2	29.1
1976年度	5.3	9.4	46.7
1983年度	6.3	11.6	54.4

GSPの利用率が低いことは、制度の欠点の表れでもある。第1に、制度の複雑化と個別管理化の弊害であり、GSP制度の拡充にともないきめ細かな保護規制措置が導入されたり、変更されたりしており、これが受益国の利用を分かりにくくしているという指摘である。たとえば1981年度より国別品目別適用除外措置（国内産業保護のために特定国・特定品目の特惠供与を停止することが可能）が導入され、また鋳工業品も87年よりエスケープ・クローズ方式が採用されるなど、これら方式の発動は現在までないものの、特惠制度をさらに複雑化させている。さらに品目区分についてもCCCN（88年度からはHS）を基準としながらも、国内産業保護上きめ細かな特惠供与が必要とされる品目については細分されている。

第2に、農水産品について酪農品、野菜、果実、穀物など発展途上国の主要産品が含まれないこと、および、鋳工業品について繊維、履物等の発展途上国が競争力を持つ品目では特惠供与が厳しく、機械類など発展途上国の競争力の弱い品目では緩い、などの指摘が以前からあり、発展途上国への輸出市場提供という特惠の意義が制限されている。

第3に、たとえば韓国、台湾、中国で特惠輸入全体の50%を占めるなど、近年日本の特惠輸入において、一部発展途上国に特惠の利益が集中する傾向が高まり、これに対して、2分の1から3分の1へ、4分の1へと頭打ち条項で対応を図っていたが、頭打ちでは既得権益の維持および競争抑圧的な輸入市場を作り出す恐れがある。この点、アメリカなど他の先進国で行われている卒業条項や国別品目別適用除外措置など、特惠供与を広範にする視点から抜本的な制度検討が必要である。

三つの問題点はすべてアジアNIEsの国際競争力が強いことに結びついている。一つの解決方法は何らかの「卒業条項」を導入する一方で、制度全体を貧困国の輸出促進との当初の目的に戻すことであろう。それによってシーリング枠の廃止とGSP制度の簡略化が可能となろう。アメリカがアジアNIEsへの特惠供与を停止すると、事態が生じているが、日本政府は、これら諸国との貿易黒字が大規模であるために、同じ行動をとるのには消極的である。

しかしそろそろこのオプションを真剣に検討する時期がきているようである。

最近の一連の輸入促進策の一環として、GSP制度にも改訂が加えられている。最後に、1985年度以降の特恵制度改正のうち主要なものについて、整理しておく。

1985年度・鋳工業品のシーリング総枠を1000億円程度拡大。

- ・香港例外品目の撤廃。

1986年度・スペイン、ポルトガルのEC加盟にともない特恵供与を停止。ハンガリーに対する特恵供与開始。

- ・アクション・プログラムに基づく農水産品15品目の特恵税率引下げ。

1987年度・特恵シーリング枠ベースで199品目中59品目分をエスケープ・クローズ方式に移行。

- ・シーリング枠の拡大：86年度比で約30%アップ。
- ・例外品目（3品目）とSP品目（8品目）の削減。
- ・シーリング枠の頭打ちを3分の1から4分の1へ変更（特恵メリットの均てん化、改正後の頭打ち水準は改正前の頭打ち水準を下回らないこととする）。

1988年度・シーリング枠の拡大：62品目について87年度比で約25%拡大。

1989年度・LLDC例外2品目の廃止（みつろう、および黄麻糸：これによりLLDC例外品目はゼロとなる）。

[注] _____

- (1) たとえば1986、87年には、急速な円高と日本に対する価格競争力の改善にもかかわらず、韓国の対日貿易赤字は増大した。その理由は日本からの部品輸入の急増であった。対世界輸出も対日輸出もともに急増はしているが、日本からの輸入の伸びが、構造的な理由から、輸出の伸びを上回ったのである。
- (2) Economic Planning Board of Korea [1989]。
- (3) タイ商社の発展については、Yamazawa and Kohama [1985] を参照。
- (4) 通商産業省による新アジア工業開発協力 (New AID) 事業では、ASEAN諸国の輸出産業育成を主目的にあげ、これら諸国の民間輸出業者のイニシアティブ

ブを支援するとしている。しかしどの程度の効果があったかを判断するには時期尚早である。

- (5) 日本とアメリカとの二国間貿易紛争処理は、他の諸国にも危惧を生じさせている。古典的例は、日米牛肉交渉に際して、オーストラリアがあげた批判であり、自国の対日牛肉輸出に悪影響がありうると指摘した。
- (6) 日本のGSP制度については、日本関税協会編 [1985]；同『貿易年鑑』（各年版）；Yamazawa [1988] を参照。
- (7) 特別特惠対象国の規準は、1987年の国連開発計画（UNDP）第23回総会での決議によっている。受益国は下記の2種の条件のいずれかを満たすものとされている。

	I	II
1人当たりGDP (1983～85年平均)	427ドル以下	356ドル以下
GDPに占める 製造業の比率	10%以下	10%以下
文盲率	80%以上	適用しない